



植栽工の高木、中木、低木の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成14年 9月10日

管第1429号
平成14年9月10日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

県 土 整 備 部 長
(公 印 省 略)

植栽工の高木、中木、低木の取扱いについて（通知）

このことについては、鳥取県公共施設緑化マニュアル（平成6年2月）10頁に記載してあるとおりですが、高木の苗木を低木として取扱い発注している例がありました。

また、高木・中木が含まれる植栽工については、鳥取県土木工事共通仕様書（平成14年6月6日付管第537号）で通知しているとおり、1級または2級造園技能士の常駐を義務付けております。

については、貴課（局）所属職員へ当マニュアル及び鳥取県土木工事共通仕様書の内容を再度、周知徹底くださるようお願いします。

鳥取県公共施設緑化マニュアル抜粋

高木と中木・低木

樹木は、標準的にはそれぞれの生長完成時の大きさでおおむね樹高3m以上を高木、1m以上3m未満を中木、1m未満を低木とする。

鳥取県土木工事共通仕様書（平成14年6月6日付管第537号）改定概要

- 1 下記工事について、1級または2級造園技能士の常駐を義務付ける。
 - (1)高木又は中木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工
 - (2)修景的な技術を要する石組工、流れ工、池工等
 - (3)その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
- 2 植栽種は原則として在来種とする。